

○神栖市農業用ハウス被覆資材張替事業費補助金交付要項

令和6年3月29日

神栖市告示第66号

(趣旨)

第1条 この告示は、農業環境の変化により、その影響を受けている農業者の負担軽減を図るため、農業用ハウスにおける被覆資材の張り替えに要する経費について、予算の範囲内において、神栖市農業用ハウス被覆資材張替事業費補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、当該補助金の交付等については、神栖市補助金等交付規則（昭和41年神栖村規則第55号）に定めるもののほか、この告示の定めるところによる。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 農業用ハウス 出荷を目的とした農産物（育苗を含む。以下同じ。）を栽培するために、鋼管等を躯体とし、被覆資材で外壁を被覆した農業用施設をいう。
- (2) 被覆資材 農業用ハウスを被覆するための農業用ビニールフィルム、農業用ポリエチレンフィルム、フッ素系樹脂フィルム等をいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、市内に住所を有する個人農家であって、過去に補助金の交付を受けていないものとする。ただし、当該個人農家が次の各号に掲げるいずれかの法人又は団体（市内に本店を有するものに限る。以下「法人等」という。）に属する場合の補助対象者は法人等とし、当該個人農家は法人等に補助金の交付申請、請求及び代理受領に係る権限について、委任するものとする。

- (1) 農業協同組合
- (2) 農業者が組織する団体（代表者の定めがあり、かつ、組織及び運営についての規約の定めがあるものに限る。前号及び次号に掲げるものを除く。）
- (3) 農業法人（前2号に掲げるものを除く。）

(補助対象経費)

第4条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、個人農家が4月1日から翌年2月末日までの期間において購入した被覆資材に係る経費（張り替え作業に要する労務費を除く。）とする。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、補助対象経費の5分の1とし、10万円を上限とする。この場合において、当該算出額に100円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる。

(交付申請等)

第6条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、神栖市農業用ハウス被覆資材張替事業費補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、個人農家が被覆資材を購入した年度の2月末日までに市長に提出しなければならない。

- (1) 補助対象経費に係る支出が確認できる書類
- (2) 法人等が申請する場合は、個人農家ごとに領収額を集計した一覧表
- (3) その他市長が必要と認める書類

(交付決定等)

第7条 市長は、前条の規定による申請があった場合は、その内容を審査し、適当であると認めたときは神栖市農業用ハウス被覆資材張替事業費補助金交付決定通知書（様式第2号）により、適当でないと認めたときは神栖市農業用ハウス被覆資材張替事業費補助金不交付決定通知書（様式第3号）により、申請者に通知するものとする。

(交付請求等)

第8条 前条の規定により補助金の交付決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、補助金の交付を受けようとする場合は、神栖市農業用ハウス被覆資材張替事業費補助金交付請求書（様式第4号）を個人農家が被覆資材を購入した年度の3月末日までに市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による請求があった場合は、その内容を審査し、適当であると認めたときは、補助事業者に補助金を交付するものとする。

(補助金の支払報告)

第9条 法人等は、第3条の規定により補助金を個人農家に代わって受領したときは、遅滞なく、当該個人農家に対し当該補助金の支払を行うとともに、神栖市農業用ハウス被覆資材張替事業費補助金支払報告書（様式第5号）により、その旨を市長に報告するものとする。

(交付決定の取消及び補助金の返還)

第10条 市長は、補助事業者（補助事業者が法人等である場合にあっては、当該法人等に補助金の交付申請等を委任した個人農家を含む。）が次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部を返還させるものとする。

- (1) 虚偽の申請その他不正の行為により補助金の交付を受けたとき。

(2) 個人農家が、正当な理由なく補助事業の完了の翌年度から起算して5年以内に農業経営を廃止したとき。

(3) その他市長が補助金を交付することが適当でないと認めたとき。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付決定を取り消した場合は、神栖市農業用ハウス被覆資材張替事業費補助金交付決定取消通知書（様式第6号）により補助事業者へ通知するものとし、既に当該取消しに係る部分に対する補助金が交付されているときは、神栖市農業用ハウス被覆資材張替事業費補助金返還通知書（様式第7号）により通知するものとする。

（証拠書類の保存）

第11条 補助事業者は、補助事業に係る帳簿その他の証拠書類を整理し、補助事業の完了の翌年度から起算して5年間保存しなければならない。

（補則）

第12条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

（施行期日）

1 この告示は、令和6年4月1日から施行する。

（この告示の失効）

2 この告示は、令和11年3月31日限り、その効力を失う。

（失効後の経過措置）

3 この告示の失効の日（以下「失効日」という。）以前に第6条の規定による申請を行った者については、この告示の規定は、失効日後も、なおその効力を有する。

様式第 1 号（第 6 条関係）

神栖市農業用ハウス被覆資材張替事業費補助金交付申請書

年 月 日

神栖市長 様

住 所
氏 名
(法人等名称及び代表者氏名)
連絡先

神栖市農業用ハウス被覆資材張替事業費補助金の交付を受けたいので、神栖市農業用ハウス被覆資材張替事業費補助金交付要項第 6 条の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

1. 交付申請額 金 円

2. 内訳

資材種類	品名	補助対象経費	交付申請額
		円	
		円	
		円	
		円	
合計		円	円

※交付申請額は、補助対象経費の 5 分の 1（合計額について、100 円未満端数切り捨て）で限度額 10 万円とする。

3. 添付書類

- （1）補助対象経費の領収書の写し（領収日・購入者名・購入資材が明記されたもの）
- （2）法人等が申請する場合は、個人農家ごとに領収額を集計した一覧表（別紙）
- （3）その他市長が必要と認める書類

別紙

法人等名称

内訳

番号	氏名	住所	資材種類	品名	補助対象経費	
1						個人補助対象 経費の5分の1 以内(100 円未 満切り捨て)で 限度額 10 万円 とする。
				小計	0	0
2						
				小計	0	0
3						
				小計	0	0
4						
				小計	0	0
					交付申請額	0

様式第2号（第7条関係）

第 号
年 月 日

様

神栖市長

神栖市農業用ハウス被覆資材張替事業費補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった神栖市農業用ハウス被覆資材張替事業費補助金
については、下記のとおり交付することを決定しましたので、神栖市農業用ハウス被覆
資材張替事業費補助金交付要項第7条の規定により通知します。

記

交付決定額 金 _____ 円

様式第3号（第7条関係）

第 号
年 月 日

様

神栖市長

神栖市農業用ハウス被覆資材張替事業費補助金不交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった神栖市農業用ハウス被覆資材張替事業費補助金
については、下記の理由により不交付とすることを決定しましたので、神栖市農業用ハ
ウス被覆資材張替事業費補助金交付要項第7条の規定により通知します。

記

不交付の理由

様式第4号 (第8条関係)

年 月 日

神栖市農業用ハウス被覆資材張替事業費補助金交付請求書

神栖市長 様

住 所
氏 名
(法人等名称及び代表者氏名)
連絡先

年 月 日付け 第 号で交付決定のありました神栖市農業用ハウス被覆資材張替事業費補助金について、神栖市農業用ハウス被覆資材張替事業費補助金交付要項第8条第1項の規定により、下記のとおり請求します。

記

1 交付請求額 金 円

2 振込口座

金融機関名			本支店名	店						
預金種別	1 普通 2 当座 3 その他	口座番号								
(フリガナ)										
口座名義人										

様式第 5 号（第 9 条関係）

年 月 日

神栖市農業用ハウス被覆資材張替事業費補助金支払報告書

神栖市長 様

所在地
名 称
代表者氏名
連絡先

年 月 日付け 第 号で交付決定のありました神栖市農業用ハウス被覆資材張替事業費補助金については、下記のとおり個人農家に支払いましたので、神栖市農業用ハウス被覆資材張替事業費補助金交付要項第 9 条の規定により報告します。

記

補助金交付 決定番号	補助金交付 対象者	補助金額	支払年月日	支払方法	備考

様式第 6 号（第 1 0 条関係）

第 号
年 月 日

様

神栖市長

印

神栖市農業用ハウス被覆資材張替事業費補助金交付決定取消通知書

年 月 日付け 第 号で交付決定をした神栖市農業用ハウス被覆資材張替事業費補助金について、下記のとおり補助金の交付決定を取り消したので、神栖市農業用ハウス被覆資材張替事業費補助金交付要項第 1 0 条第 2 項の規定により通知します。

記

- 1 補助金交付取消額 円
- 2 補助金交付取消理由

様式第 7 号（第 1 0 条関係）

第 号
年 月 日

様

神栖市長 印

神栖市農業用ハウス被覆資材張替事業費補助金返還通知書

年 月 日付け 第 号により交付決定を取り消した神栖市農業用ハウス被覆資材張替事業費補助金の返還について、神栖市農業用ハウス被覆資材張替事業費補助金交付要項第 1 0 条第 2 項の規定により通知します。

記

- | | |
|--------------|-------|
| 1 補助金交付決定額 | 円 |
| 2 補助金交付決定取消額 | 円 |
| 3 補助金返還額 | 円 |
| 4 補助金返還期限 | 年 月 日 |

様式第 1 号 (第 6 条関係)

様式第 2 号 (第 7 条関係)

様式第 3 号 (第 7 条関係)

様式第 4 号 (第 8 条関係)

様式第 5 号 (第 9 条関係)

様式第 6 号 (第 1 0 条関係)

様式第 7 号 (第 1 0 条関係)